

0

# 2012年度 水俣学講義

2012年9月28日

## 水俣病の歴史と現在：水俣学

花田昌宣  
熊本学園大学  
水俣学研究センター

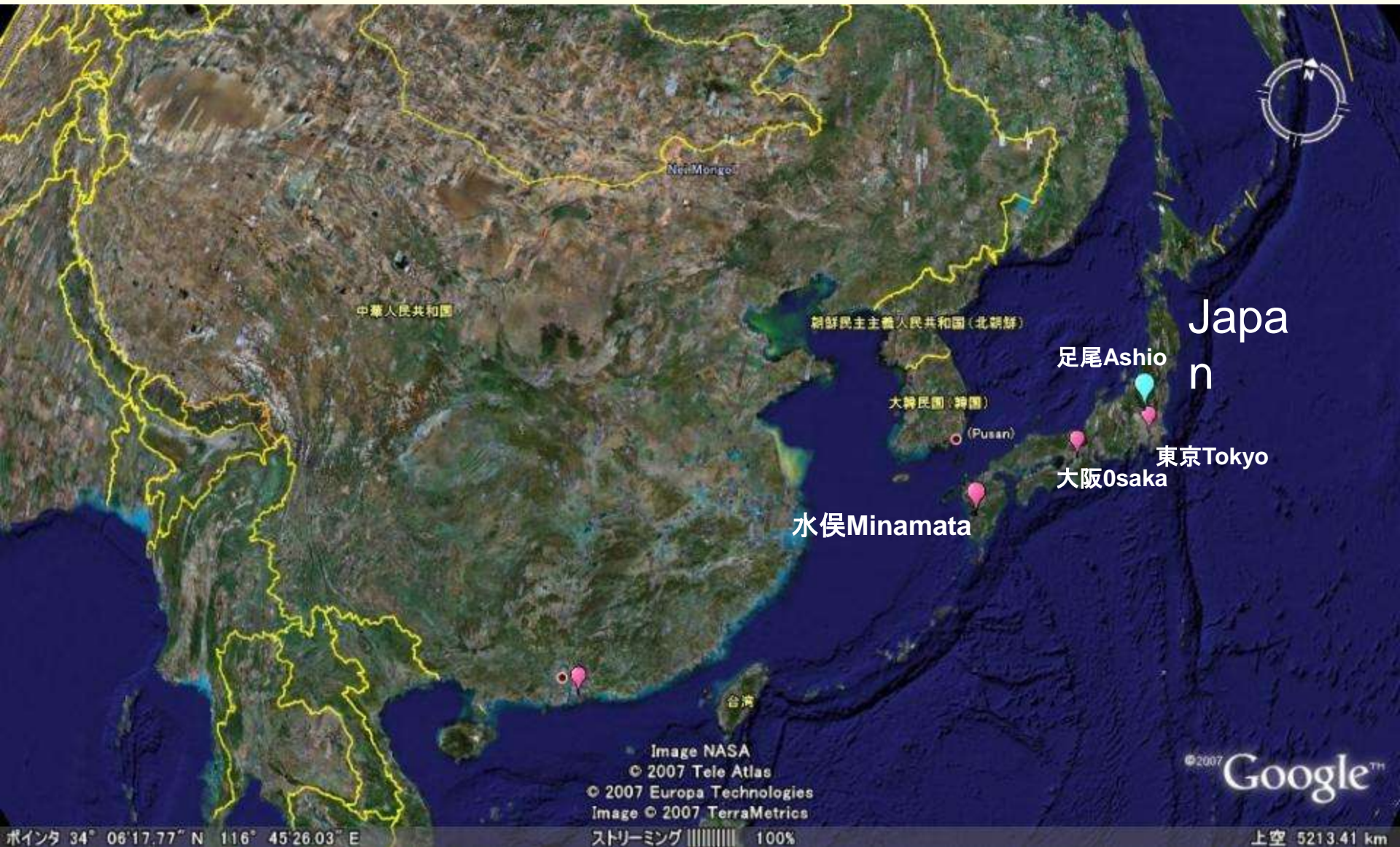
# はじめに

## 2012年水俣学の開講に当たって

---

- \* 水俣学という授業について
- \* 何故、水俣学か
- \* 公害の原点としての水俣病
- \* 1956年何が起きたのか
- \* 56年経った今日
- \* 水俣学の取り組み
- \* 講義の紹介と今後

# Japan and Minamata 1



# I 水俣病事件とは何か



# Chisso Chemical Factory in Minamata City



# 不知火海 (水俣病の起きた海)

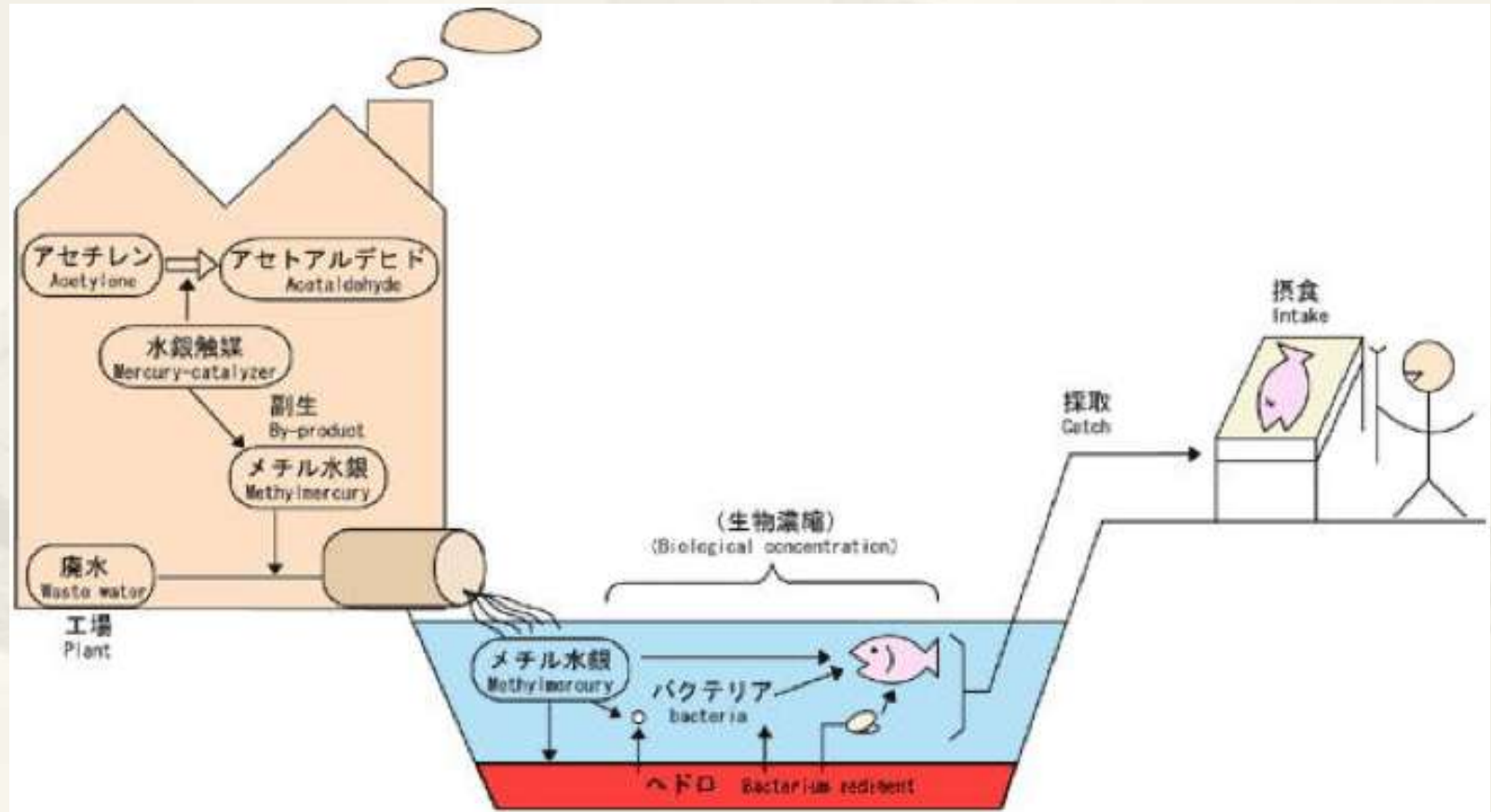


# 【水俣病とは】

## それまで人類が経験したことのない公害事件

- \* 一企業(チツソ)が、産業活動によって生み出された有機水銀を含む有害物質を、不知火海に未処理のまま大量に排出し、環境を汚染し、食物連鎖を経て、人体に取り込まれて起きた公害病
- \* [身体的被害]環境汚染が、重篤で大規模な人体被害をもたらしたものです。中枢性の神経疾患が主要症状である。
- \* [胎児性水俣病]胎盤を通して汚染そして被害がもたらされるという未曾有の経験もしました。
- \* [汚染の広がり]汚染そして被害は、水俣湾から対岸の島々まで不知火海全体に広がっている。

# 食物連鎖

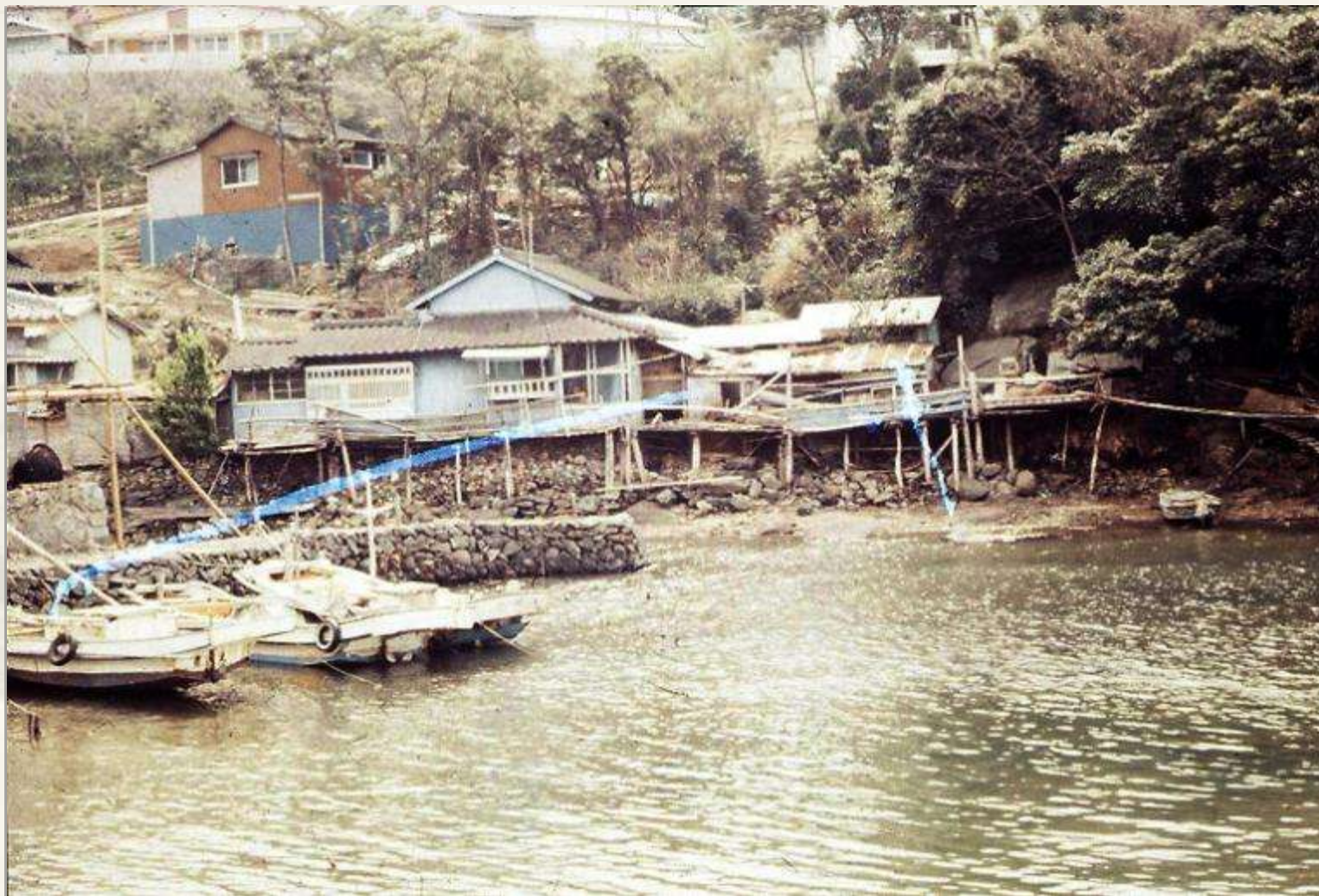




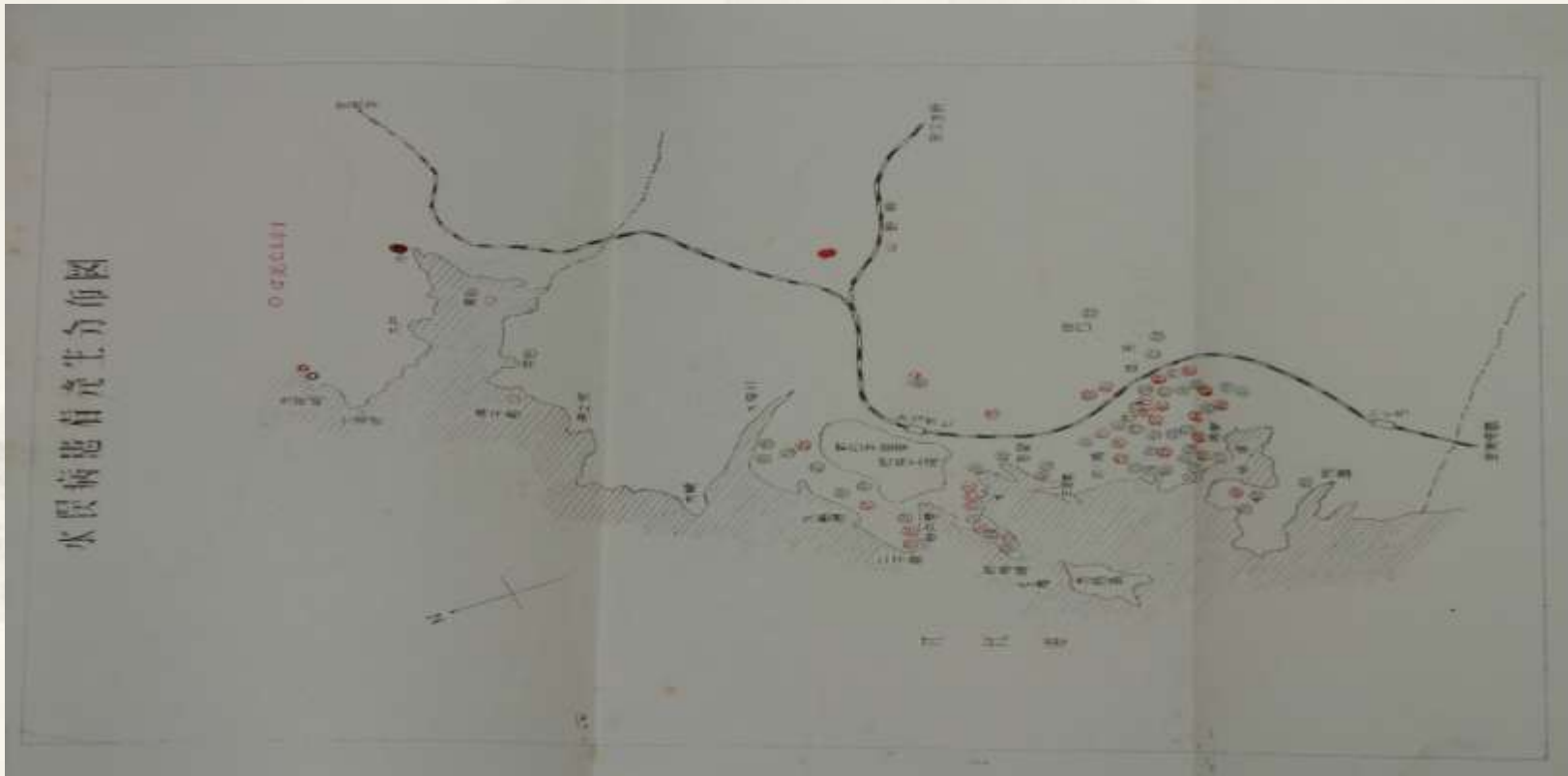
# 【水俣病の発生時期は？】

- \* 汚染は戦前から始まっており、漁業被害も何度も起きていた。
- \* 1956年5月1日、新日窒付属病院細川院長が、「原因不明の奇病発生」を水俣保健所に届出。それを前後して、中枢神経系の水俣病患者多発、以降患者数が増加。
- \* 第1号患者は1953（昭和28）年発症とされているが、それよりはるか前から発生していた。

# 1956年5月1日に報告された患者自宅



# 歴史に学ぶ：初期の患者発生分布図



1959年 水俣病患者発生分布図：水俣学研究センター所蔵

# First reported Girl as MD

---



# 1950年代不知火海の漁業



# イワシ漁





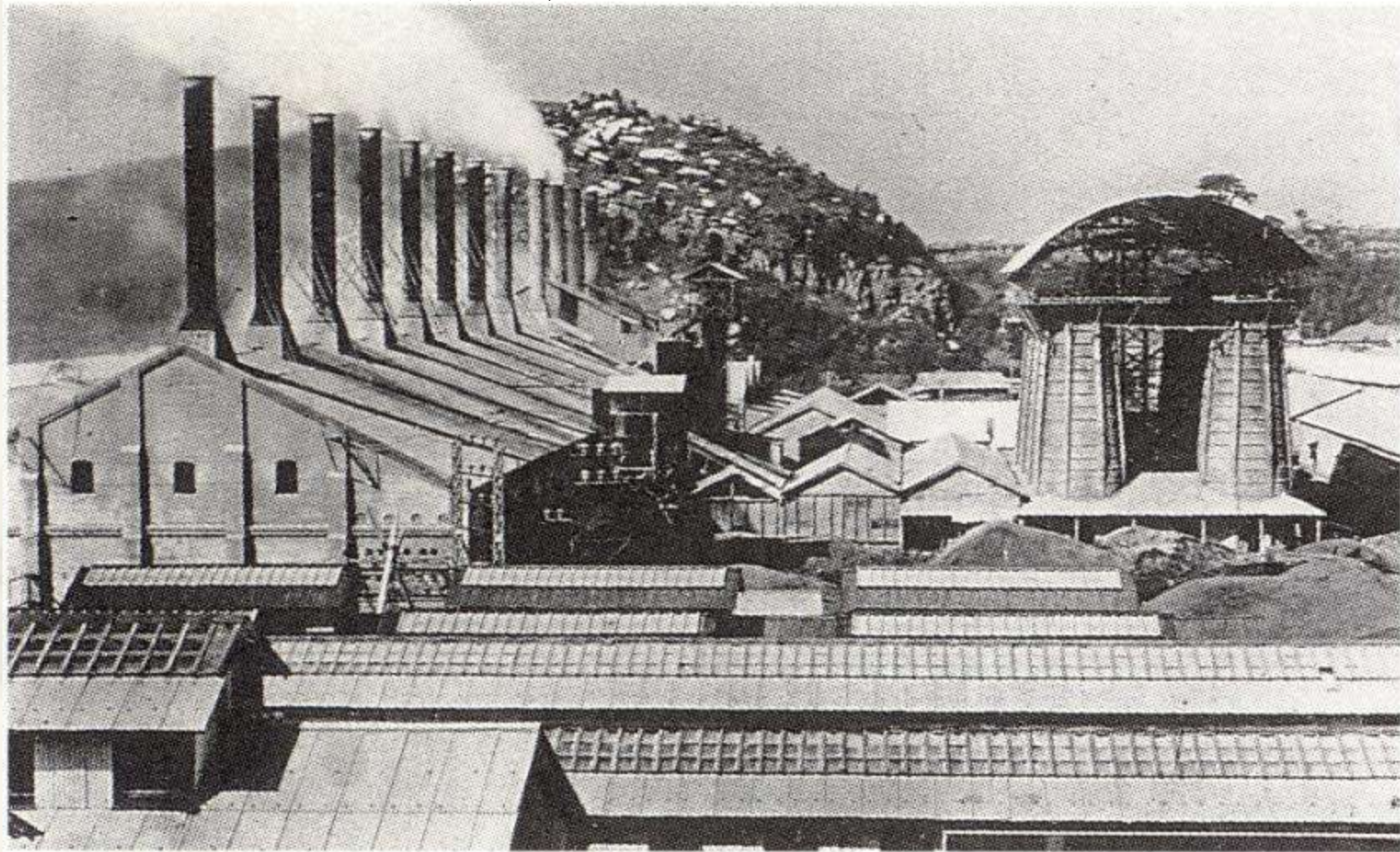
とれたイワシをゆでて天日で干す

# 胎児性水俣病患者が多発した漁村地域 湯堂





水俣病を引き起こした企業、**1908年創業**、  
水銀の排出の開始 **1932年**



チッソ水俣カーバイト工場 戦前の旧工場



# Chisso Factory Main Office in 1935

チッソ水俣工場と本事務所(昭和10年頃)

# チッソ水俣工場 1960年



チッソ水俣工場

昭和35年撮影、水俣市立水俣病資料館提供

# Current Plant of Chisso Factory

チッソ水俣工場（1986年）



# 百閒排水口 (1970s)



ここから工場の廃水が無処理で排出され汚染が拡大した

# \* 百閒排水口の水銀ヘドロ



現在の百間排水口2006:きれいになったのか隠されたのか



# 1959年12月30日 見舞金契約

---

公序良俗に反する「契約」



# 患者達の補償要求

- \* 漁民一揆と漁業補償交渉
  - \* 廃水を止めよ
  - \* 漁業補償せよ
- \* 水俣病患者の補償交渉  
水俣工場前座り込み

12月30日 見舞金契約締結

契約書

新日本窒素肥料株式会社(以下甲)という。と後田榮藏、  
 中津美芳、竹下武吉、中岡さつき、尾上光義、前田則義(以下  
 乙)という。但し本契約において△は別紙添付の水俣病患者祭  
 生名誌記載の患者のうち現に生存する者については本人を既に  
 死亡している者についてはその相続人及び死亡者の父母、配偶者、  
 子をして代理するものとす。△とは両当事者間に生じた水俣病  
 患者に対する補償問題について、不知火海漢業紛争調停委  
 員会が昭和三十四年十二月二十九日提示した調停案を双方同日  
 受諾して円満妥結したためここに甲と乙とは次のとおり  
 契約を締結す。

乙第 146

第 1 条 甲は水俣病患者(すてに死亡した者を含む。以下「患者」という。  
 略)の

に対する見舞金として次の要領により算出した金額を交付  
 するものとする。

一、すてに死亡した者の場合

(一) 祭病の時に成年に達していた者

祭病の時から死亡の時までの年数を拾萬円に乗じて得た  
 金額に弔慰金參拾萬円及び葬祭料貳萬円を加算した  
 金額を一時金として支払う。

(二) 祭病の時に未成年であった者

祭病の時より死亡の時までの年数を參萬円に乗じて得た  
 金額に弔慰金參拾萬円及び葬祭料貳萬円を加算した  
 金額を一時金として支払う。

二、生存している者の場合



一、発病の時に成年に達していた者。

二、発病の時より昭和三十四年十二月三十一日までの年数を拾萬円に乗じて得た金額を一時金として支払う。

三、昭和三十五年以降は毎年拾萬円を年金を支払う。

四、発病の時に未成年であった者。

一、発病時から昭和三十四年十二月三十一日までの間、未成年であった期間についてはその年数を参萬円に、成年に達した後の期間についてはその年数を五万円に乗じて得た金額を一時金として支払う。

二、昭和三十五年以降は成年に達するまでの期間は毎年参萬円を成年に達した後の期間については毎年五万円を年金として支払う。

三、年金の交付を受ける者が死亡した場合

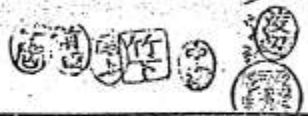
すむに死亡した者の場合に準じて弔慰金及葬祭料を一時金として支払い、死亡の月を以つて年金の交付を打ち切らるものとする。

四、年金の一時払いについて

一、水俣病患者診査協議会(以下「協議会」という)が症状が安定し、又は軽微であると認識した患者(患者が未成年である場合はその親権者)が年金にかえて一時金の交付を希望する場合は、甲は希望の月をもつて年金の交付を打ち切り、一時金として貳拾万円を支払うものとする。

但し一時金の交付希望申し入れの期間は本契約締結後半年以内とする。

二、一時的に一時金の支払いを受けた者は、爾後の親舞金に関する



一切の請求権を放棄したものとす。

第二条 甲の乙に対する前条の見舞金の支払は所要の金額を日本赤十字社熊本縣本郷支部水俣市地区長に寄託しその配分方を依頼するものとす。

第三条 本契約締結日以降において発生した患者(協議会の認定した者)に対する見舞金については甲はこの契約の内容に準じて別途交付するものとす。

第四条 甲は将来水俣病が甲の工場排水に起因しなむことが決定した場合においてはその月をもつて見舞金の交付は打ち切るものとす。

第五条 乙は将来水俣病が甲の工場排水に起因することが決定した場合においても新たな補償金の要求は一切行わ

ないものとする。

本契約を証するため本書貳通を作成し甲乙各壹通を保有する。

昭和三十五年十二月三日

甲 新日本窒素肥料株式会社

取締役社長 吉岡喜一

右代理人

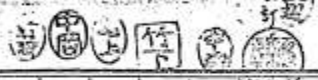
新日本窒素肥料株式会社水俣工場

工場長 西田栄一

乙

渡辺栄蔵

中津美芳



# 何が問題か その1

- \* 契約 対等な関係にあるものが、自由意志に基づいて締結するもの
- \* ⇒果たして対等であったか チツソと患者
- \* ⇒ あっせんした人々
- \* 寺本広作 熊本県知事
- \* 岩男 豊 熊本県議会議長
- \* 伊豆富人 熊本日日新聞社社長
- \* 河津寅雄 熊本県町村会会長
- \* 中村 止 水俣市長
- \* オブザーバー 通産省福岡通産局長 全漁連専務

# 何が問題か その2

- \* 死亡者 （大人のいのち10万円、子どものいのち3万円）
  - \* 成人 10万円 未成年 3万円
- \* 生存者
  - \* 成人 10万円
  - \* 未成年 3万円
- \*
  - \* 当初の案は子ども1万円であった。

# 何が問題か 3 原因がわかっていた

- \* 第四条 甲（チツソ）は将来水俣病が甲の工場排水に起因しないことが決定した場合においては、その月をもって見舞金の交付は打ち切るものとする。
- \* 第五条 乙（患者互助会）は将来水俣病が甲の工場排水に起因することが決定した場合においても、新たな補償金の要求は一切行なわないものとする。

- \* ⇒ この時点でチツソは、水俣病が自社の廃水に起因することを知っていた。
- \* 「窮迫・無経験に乗じて不当に自己の責任を免れようとしたものであって、かかる契約は公序良俗に反する無効なもの」  
(1973年第一次訴訟判決)



# 認定審査制度の導入

- \* 第三条 本契約締結日以降において発生した患者（協議会が認定した者）に対する見舞金については、甲はこの契約のないように準じて別途交付するものとする。
  -
- \* 5日前に水俣病認定診査協議会の設置
- \* つまり、見舞金の受給資格を決める制度
- \* ⇒ 今日まで引きずる問題

# 見舞金契約の意味と今日

- \* 補償協定ではないこと
- \* あくまで見舞金
  
- \* 現在の補償制度
- \* (1) 認定制度と患者補償
  - \* 認定審査会で認定されると補償⇒その基準は
- \* (2) 特措法に基づく救済策
  - \* 水俣病とは認められないものに対する「救済」

## (2) 【被害の大きさは？】

- \* 現在、行政による認定を受けた患者数は熊本・鹿児島両県で2276名(新潟は698名)、医療救済を受けている水俣病患者数は50000名を超えています。。【水俣病被害者数資料参照】

# 水俣病被害者数の統計

Statistic on MD Patients

2010/8/30現在

	熊本県	鹿児島県	新潟県	計
1 水俣病認定数	1733	494	698	2975
2 1995年の政治解決救済対象数				11512
3 2010年救済策申請数 (医療救済と一時金請求者)				65151
4				
5				

合計

79683

2,3,4: 政府は水俣病患者とは認めていない

# 水俣病の原因は

---

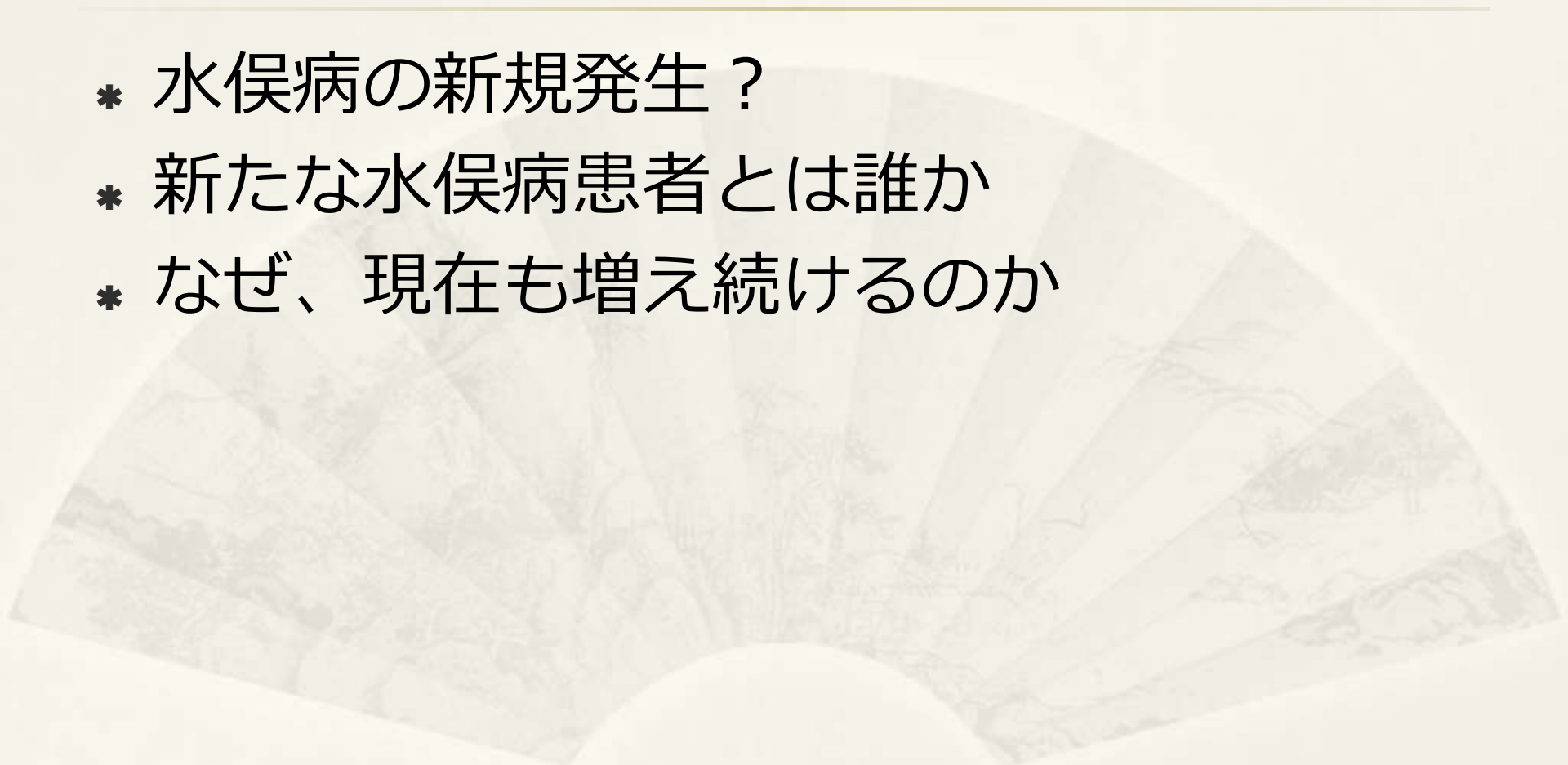
- \* 有機水銀？
- \* 工場排水？
- \* 魚貝類？
  
- \* 社会的に作り出された水俣病

# 水俣病の原因は

- \* この有害物質、有機水銀を使用し放出したのはチッソという会社
- \* 当初は、何が原因か分かっておらず、伝染病が疑われた
- \* 会社の工場廃水が疑われ、その年の秋には「ある種の重金属が魚介類を通して人体に影響を及ぼしたもの」とする報告。
- \* 発生当初より、国や熊本県による漁獲禁止措置も摂食禁止措置も廃水停止措置もとらず、被害が拡大。
- \* 1959年末、チッソは熊本県知事らの斡旋により患者達との間に、チッソが原因と分かっても補償の請求はしないという条項を盛り込んだ悪名高い見舞金契約を結びます。

# なぜ、現在も水俣病の被害があるのか

---

- \* 水俣病の新規発生？
  - \* 新たな水俣病患者とは誰か
  - \* なぜ、現在も増え続けるのか
- 

# 【政府の公式確認と患者の闘い】

- \* 1968年、政府は公式見解を発表し水俣病をチツソの廃水を原因とする公害病と認めた。
- \* 1969年、患者達はチツソを相手取って訴訟を起こした。
- \* 川本輝夫さん達は、1971年1月から、チツソ工場および東京本社に1年9ヶ月にわたる座り込みと直接交渉を行った。



# Lawsuit against the company

the day of the judgment

Kumamoto law court in 1973



# 【裁判勝訴とチッソの責任】

- \* 1973年3月、水俣病訴訟判決、チッソの不法行為と賠償責任確定。同年7月、補償協定書調印。
- \* 1988年チッソ元社長、元工場長、刑事裁判で業務上過失致死傷害罪で有罪確定（最高裁）。

# 【認定制度と患者切り捨て】

- \* 水俣病訴訟の患者勝訴後、水俣病患者は原告のみにとどまることなく、次から次へと認定申請をする患者が増えていった。
- \* 国や県は狭隘な認定基準（77年判断条件）を設け、患者救済を怠り、その後も未認定患者の直接交渉や訴訟は続いた。この認定基準は今日に至るまで見直されることなく、患者切り捨ての手段となっている。

# 【認定基準とは何か】

- \* (1) 「水俣病かどうか」を判断する基準
- \* (2) 実際には、症状が、水俣病によるかどうかの判定基準
- \* (3) 本当のところは、症状が、有機水銀に起因するかどうかの判断基準
- \* (4) なぜ今頃？有機水銀曝露を調べていれば.....

# 【水俣病被害調査はなされたか】

- \* 初期の研究班の努力と限界
- \* 毛髪水銀調査（1959-61年）の実施。そのデータは隠された
- \* いま、調査をすることの意味は
- \* （認定基準をそのままにして調査することの意味）

# 【国家の責任】

- \* 1995年、関西訴訟を除く患者団体や原告団との間に和解が成立し、政府解決策が実施された。
- \* 和解に応ぜず、唯一裁判を継続していた関西地区に移住していた患者達が起こしていた訴訟が継続。
- \* 2004年10月、水俣病関西訴訟の最高裁判決。
- \* チツソとならんで国・熊本県の責任（汚染拡大防止措置をとらずに被害拡大を放置）が初めて認められた。
- \* また、未認定患者原告も水俣病と認められ、被害補償が認められた。

# 【新潟の水俣病・世界の水俣病】

- \* 1965年には新潟で昭和電工が流した廃水により阿賀野川流域に第二の水俣病が発生。
- \* 海外では、1970年代に入って、カナダでの先住民（インディアン）居留区に水俣病事件が発生。
- \* ブラジルをはじめとする各地の金鉱山や、中国（松花江）などで水銀汚染事件が起き被害発生。

# 【水俣病特措法とチツソ分社化 そして「救済策」】

- \* 2010年7月、解散直前の国会で水俣病特措法が成立。
- \* 水俣病被害者「救済」施策と加害企業チツソの分社化を定めた法律で、チツソ救済法。
- \* 不知火患者会の訴訟は和解協議を進めており、一方環境省は救済措置を4月16日付の閣議決定で発表し5月1日から、救済措置の申請を受け付けている。
- \* このことで水俣病被害者の問題が片づくわけでもなく、問題は数多く残る。



# 【現在の課題は】

- \* 水俣病をめぐる患者への補償と救済が未だ終わっていません。被害補償を受けるためには認定制度で認定を受けなければならないが、認定基準が狭隘で認められることはほとんどない。溝口訴訟のように21年の放置の上死亡後、認定申請を棄却された患者の裁判が起こされています。
- \* さらに現在、第二世代の水俣病訴訟、新潟県での新たな水俣病訴訟、関西訴訟勝訴原告の認定を求める訴訟など9件の裁判が起きています。和解協議にのらない裁判はこれからもまだまだ続きます。
- \* また、水俣病に対する偏見の克服や地域経済社会の再生等の問題、さらに水俣病の経験に学び将来に活かすべき多くの課題が将来に残されています。そして何よりも水俣病患者達はこれからも行きていかなければならないのです。

# 【水俣病の「教訓」と未来への展望】

- \* 改めて、何故水俣病がおき、国内外で繰り返し、しかも今日なお、問題が続いているのか、水俣病の「負の遺産」とはなにかを考えてみよう。私は、今なお「負の遺産」が作り続けられていると思います。潜在する被害者は、若い世代を中心になお膨大な数に上ると推測されます。教訓という言葉は、終わった事件に対して使う言葉でしょう。

# 1 水俣病差別発言事件

## \* 起きたこと

### 水俣の中学生に差別的発言

水俣市の中学生が8月14日、県内の他市の中学校でのサッカーの練習試合で、相手側の生徒から「水俣病、地産地消」などと差別的発言をされた。市教育委員会は、水俣病の現状を説明し、差別をなくす取り組みを進めると決めた。

水俣市の中学生が8月14日、県内の他市の中学校でのサッカーの練習試合で、相手側の生徒から「水俣病、地産地消」などと差別的発言をされた。市教育委員会は、水俣病の現状を説明し、差別をなくす取り組みを進めると決めた。

#### 「水俣病、触るな」

水俣市の中学生が8月14日、県内の他市の中学校でのサッカーの練習試合で、相手側の生徒から「水俣病、地産地消」などと差別的発言をされた。市教育委員会は、水俣病の現状を説明し、差別をなくす取り組みを進めると決めた。

サッカーの試合 指摘で謝罪

理解進める講話や研修も

# 水俣病に関わる負のイメージ

---

- \* 病者に対する差別
- \* 水俣病の映像
- \* 水俣病で何を習ってきたか

Cat infected with the Minamata disease by eating fish from Minamata Bay

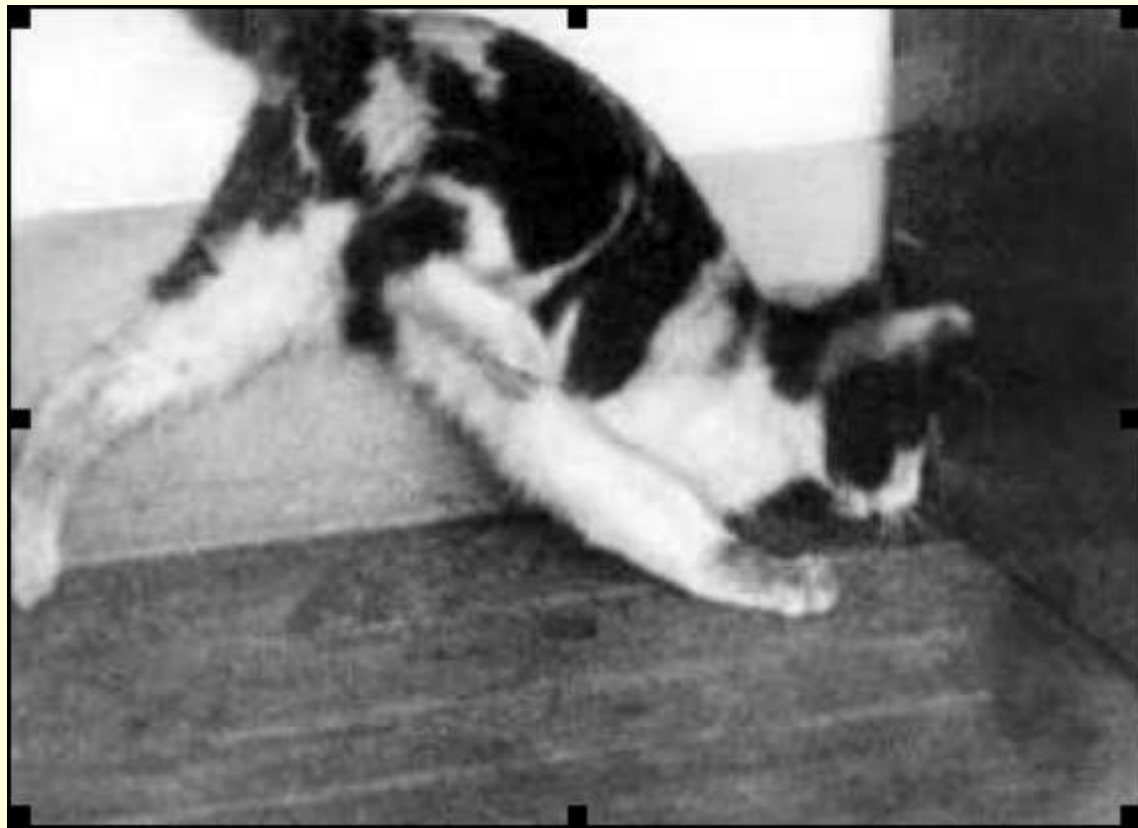
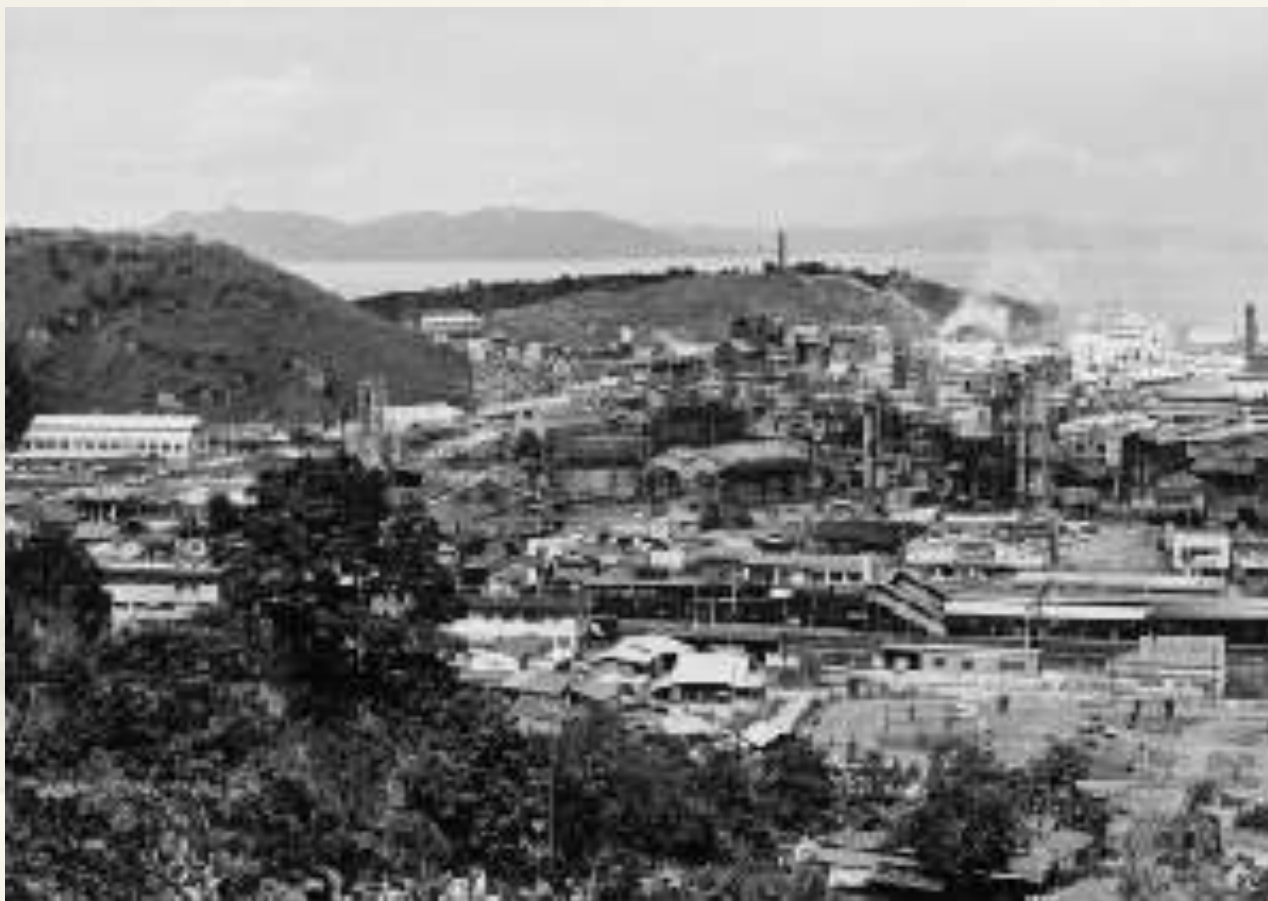


Photo by Ito Hasuo, 1956

## 2 水俣病救済策とチッソの分社化



チッソ水俣工場

昭和 35 年撮影、水俣市立水俣病資料館提供

### 3 水俣病患者達の裁判



## II 水俣学の試み

---

- \* 水俣学とは何か
- \* 人類の負の遺産としての公害、水俣病を将来に生かす学問



# 水俣学の方法論

---

- \* 現場に学び、現地に返す
- \* 多様な学問の協同：学問の壁を超える
- \* 専門家と素人のオープンな協力
- \* 歴史に学び、将来に活かす
- \* 世界に発信し、国際的協働

# 水俣学研究センターと水俣学講義

- \* 水俣学研究センターの調査研究活動
  - \* 被害実態の解明：水俣病とは何か
  - \* 地域戦略：生きやすいまちづくり
  - \* 資料の収集と公開
  - \* 海外での調査研究活動：カナダ、タイ
- \* 水俣学の社会貢献と教育
  - \* 水俣学講義、大学院教育
  - \* 公開講座
  - \* 出版活動

# 国際的発信：タイの公害調査



# 水俣学と私たち

---

- \* 水俣病事件をどう活かすか
  - \* 私たちの課題と学び
- 